

申請に対する処分

| | |
|------|---|
| 処分名 | 指定給水装置工事事業者の指定等 |
| 根拠法令 | 水道法、水道法施行規則、奄美市給水条例 奄美市指定給水装置工事事業者規程 |
| 所管課 | 水道課 |

1 審査基準

申請の方法（規程第4条）

指定工事業者として指定を受けようとする者は、省令（水道法施行規則）に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

イ 給水条例第2条に定める給水区域において、給水装置工事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに規程第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

ウ 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数

エ 事業の範囲

添付書類（規程第4条）

申請書には、次の書類を添えなければならない。

ア 第3号イの(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

イ 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

ウ 前号アに規定する書類は，省令に定められた様式第2によるものとする。

指定の基準（規程第5条）

市長は，指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは，指定をしなければならない。

ア 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

イ 次に定める機械器具を有する者であること。

(ア) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

(イ) やすり，パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

(ウ) トーチランプ，パイプレンチその他の接合用の機械器具

(エ) 水圧テストポンプ

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で，復権を得ないもの

(イ) 法に違反して，刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(ウ) 第8条の規定により指定を取り消され，その取消の日から2年を経過しない者

(エ) その業務に関し，不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(オ) 法人であって，その役員のうち(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者があるもの

2 標準処理時間

14日